

ふくおか電子自治体共同運営協議会
FMC-IaaS 基盤へのネットワーク接続承認基準

1 趣旨

ふくおか電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）が別に定める FMC-SaaS サービス登録及び認定制度要綱（以下「要綱」という。）第3条1項2号及び2項の承認基準を下記のとおり定める。

2 承認基準

承認する AP 事業者の提供する AP サービスは、次のすべてを満たすものとする。

- (1) FMC-IaaS 基盤と同一データセンター内で提供するクラウドサービス又は要綱第2条に定めるガバメントクラウド接続・運用サービスであること。
- (2) 地方公共団体向けに提供するサービスであること。
- (3) FMC-IaaS 基盤と冗長構成により接続し、ネットワーク可用性の担保ができること。
- (4) セキュリティに係るポリシー及び構成において、FMC-IaaS 基盤の基準以上であること。
- (5) その他、総務省等が定める法令等に抵触しない構成であること。

附 則

この基準は、令和2年1月30日から施行する。

この基準は、令和6年5月1日から施行する。